

令和2年(2020年)5月26日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

「北海道における緊急事態措置」解除後の保育所等の利用について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、保護者の皆様におかれましては、「北海道における緊急事態措置」に伴う登園自粛に御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

この度、北海道知事による「北海道における緊急事態措置」が解除されましたが、本市では、基本的な感染防止策の徹底等を継続しながら保育所等の利用を段階的に通常へ移行することといたしました。

つきましては、保護者の皆様へ下記のとおり登園自粛を要請する前の家庭保育等の御協力を改めてお願いいたします。

子どもや保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、何卒御理解・御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況に応じて変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 家庭保育等について

令和2年5月26日(火)から令和2年6月30日(火)まで保護者が家庭で子どもを監護できる場合など可能な限り家庭での保育に御協力をお願いいたします(保育が必要な方におかれましては各施設で保育を行います。)

2 園における感染予防への協力について

既に保育所等における感染予防のため御協力をいただいているところと思いますが、今後も体調確認に御協力いただくとともに、特に下記の点について御協力いただきたくお願いいたします。

(1) お子様が発熱等の体調不良時の場合

お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等をお休みいただくようお願いいたします。なお、お休みの期間は、発熱等が認められた場合は解熱後

24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

(2) 同居の御家族が濃厚接触者となった場合

万が一、御家族に濃厚接触者が発生した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いするとともに、お子様につきましては濃厚接触者の方に対する保健所での健康観察期間等の間はできる限り保育所等をお休みいただくようお願いいたします。

(3) 同居の御家族等が感染した場合

万が一、御家族が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いするとともに、お子様につきましては感染された方と最後に接触された日から起算して2週間は保育所等をお休みいただくようお願いいたします。

(4) お子様が発症した場合

万が一、お子様が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いいたします。

3 保育料について

札幌市の要請・同意により、保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL : <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等)

4 その他

(1) 各施設においては感染予防に努めているところではありますが、利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、御承知おき願います。

(2) 感染状況等は常に変化している中、今後も新たな感染予防対策が行われる場合にも御協力ください。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話 : 011 (211) 2986)

(保育料) 子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係 (電話 : 011 (211) 2987)